

# 社会福祉法人こころの家族

## 役員及び評議員に対する報酬の支給に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人こころの家族（以下「法人」という。）定款第8条及び同第21条の規定にもとづき、役員及び評議員に対する報酬の支給の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所として週4日以上勤務するものを言う。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員を言う。
- (4) 報酬とは、役員及び評議員に対し社会福祉法（以下「法」という。）第45条の8、16、18の各条項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めにより支給する報酬(常勤役員に支給する賞与を含む)、その他の職務執行の対価として社会福祉法人から受ける財産上の利益をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対し、その勤務形態に応じて報酬を支給する。

- 1 常勤役員の報酬は年額とし、別表1に定める役職区分に応じて支給する。ただし、本法人の職員給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
- 2 非常勤役員の報酬は月額又は日額とし、別表1又は別表2に定める役職区分に応じて支給する。
- 3 評議員の報酬は日額とし、別表3に基づき支給する。

### (報酬の額の基準及びその算定方法)

第4条 役員及び評議員に支給する報酬の額の基準及びその算定方法は、次の各

号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| (1) 理事の報酬の額の基準及びその算定方法  | 別表 1 による |
| (2) 監事の報酬の額の基準及びその算定方法  | 別表 2 による |
| (3) 評議員の報酬の額の基準及びその算定方法 | 別表 3 による |

(報酬等の支給の方法)

第 5 条 役員及び評議員に対する報酬の支給方法等は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 報酬の支給時期

① 常勤役員

職員の給与支給の例に準ずる時期に、年額報酬の 12 分の 1 を支給する。

② 評議員、非常勤役員(理事、監事(監査等を行う場合を除く))

それぞれ評議員会等又は理事会に出席した都度、支給する。

③ 非常勤役員(監事(監査等を行う場合に限る))

監査等を行った都度、支給する。

(2) 報酬の支給方法及び形態

報酬は、現金をもって本人に支払う。但し、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(3) 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(4) 月額で支給する報酬は、役員が月の途中で就任し、又は退任した場合の支給額は、日割りによって計算するものとする。

(5) 年額又は月額で支給する役員が死亡し、又は解任されたときは、死亡又は解任の当月分の報酬の額は、それぞれ第 3 条に基づいて定める額とする。

(退職手当等)

第 6 条 常勤役員に対する退職手当及び創業者に対する特別功労金については、評議員会の決議によりこの基準の改正を経たうえで、理事会が定める。

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この基準の実施に当って必要な事項は、評議員会において定めるものを除き、理事長が理事会の議決を経て定める。

(附則)

1 この基準は、2017年度定時評議員会の議決のあった日から施行する。

別表 1

役職	報酬の額の基準	
常勤の理事 (理事長)	年額 1,320 万円を超えない範囲で評議員会が定める額	注 1
同 (常務理事)	年額 1,200 万円を超えない範囲で評議員会が定める額	注 2
同 (業務執行理事)	年額 780 万円を超えない範囲で評議員会が定める額	注 3
非常勤の理事 (業務執行理事)	月額 10 万円を超えない範囲で評議員会が定める額	注 4
同 (その他の理事)	理事会への出席 1 回につき、1 万円を超えない範囲で評議員会が定める額	類似団体比較

(注 1) 全国法人である当該法人の理事長は、週 5 日勤務の常勤職である。

理事長としての経験年数 (30 年) 及び法人規模等を考慮し、上記の範囲内の額を適当とする。

(注 2) 常務理事は、週 5 日勤務の常勤職であり、理事長業務を全般的に補佐する業務執行理事である。また、関西担当として各施設を統括する最高責任者である。

常勤職の理事としての経験年数 (4 年) や施設運営に携わってきた経験年数(14 年)及び常務理事の業務の重要性、管理スパン等を鑑み、上記の範囲内の額を適当とする。

(注 3) 業務執行理事のうち、法人運営の重要事項に関する企画調整等の枢機に参画するとともに国際交流業務を担当する理事は週 5 日勤務の常勤職であり、常勤職の理事としての経験年数(25 年)及び業務の重要性に鑑み、上記の範囲内の額を適当とする。

業務執行理事のうち、関東担当として東京施設を統括する最高責任者であり、また資源開発を担当する理事は、週 4 日勤務の常勤職であり、事業経営 (社長兼会長) の経験年数(23 年)及び業務の重要性に鑑み、上記の範囲内の額を適当とする。

(注 4) 業務執行理事のうち、主に関東で理事長業務を一定の範囲内で補佐するとともに、経営戦略を担当する副理事長は非常勤職であり、業務内容に鑑み、上記の範囲の額を適当とする。

別表 2

役職	報酬の額の基準
監事 (監査等を行う場合)	監査等を行うに際し 1 日につき、5 万円を超えない範囲で評議員会が定める額
同 (その他)	評議員会又は理事会への出席 1 回につき、1 万円を超えない範囲で評議員会が定める額

別表 3

役職	報酬の額の基準
評議員	評議員会への出席 1 回につき、1 万円を超えない範囲で評議員会が定める額